

令和 4 年 6 月 18 日現在

機関番号：16201  
研究種目：若手研究  
研究期間：2019～2021  
課題番号：19K13569  
研究課題名（和文）契約違反における過失相殺の法的性質 アメリカ法における債権者の過失分析を通じて

研究課題名（英文）Comparative Negligence in the Law of Contract

研究代表者  
齋藤 航（Saito, Kou）  
香川大学・法学部・准教授

研究者番号：00803975  
交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、民法418条の過失相殺について、その根拠、即ち「なぜ債権者の当該行為によって損害賠償額が減額されるのか」という疑問に対して理論的な答えを示すものである。  
まず、日本法における判例・学説の検討を踏まえ、契約違反における過失相殺には、債権者自身の契約違反を根拠とする場合と、必ずしも契約違反を根拠としない場合があることを指摘した。そのうえで、アメリカ法における過失相殺に類似した減額法理の分析を踏まえ、契約違反を根拠としない場合には、当事者は経済的効率性の観点から損害を最小化すべきという、社会経済的な規範に対する違反が根拠となり得るとした。

#### 研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、債権者の事情を理由とする損害賠償額の減額について、その理論的根拠と全体構造を示した点にある。  
根拠について、これまで過失相殺では「当事者の公平な損害分担」が根拠とされてきたのに対し、特に契約違反の場合においては、契約および経済的効率性という概念が根拠となることを示し、「公平」の中身を理論的に具体化した。  
そして、損害賠償の減額方法には過失割合を認定して損害額を案分する方法（割合的減額）と、具体的な額を決める方法（部分的減額）があり、日本とアメリカの検討を通じ、部分的減額が割合的減額に優先するという

研究成果の概要（英文）： The purpose of this research is primarily to examine the rationale for comparative negligence and mitigation of damages in contract cases.

The concepts of economic efficiency and deterrence may provide an answer to explain the rationale. It is obvious that contracting parties should act in accordance with their contracts. However, an analysis of U.S. contract law shows that an injured party is required to act reasonably in order to achieve economic efficiency even when not contractually required to do so.

Comparative negligence in Japan can be justified on the basis of contractual obligations and the achievement of economic efficiency.

研究分野：民法

キーワード：過失相殺 損害賠償 債務不履行 契約

## 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景として、従来不法行為を中心として考えられてきた過失相殺について、契約違反における過失相殺が、不法行為の場合と区別される見解が現れるようになってきたという点を指摘することができる。

過失相殺は、損害賠償を請求する側にも損害との関係で過失がある場合、損害賠償額が減額される制度である。条文としては、債務不履行(実際上はほぼ契約違反)を対象とする民法418条と、不法行為を対象とする民法722条2項の2つが存在する。

このうち、交通事故における必要性を背景に、理論的にも実務的にも、関心の対象は不法行為の過失相殺に集中していた。そして中心的问题是、「当事者の公平な損害分担」という根拠に依拠して、広く過失相殺事由を認める判例の考え方の是非であった。

他方、契約違反の場合には、交通事故のような社会的要請に乏しいこともあり、基本的に不法行為の場合と同一に考えればそれで足りるとされ、付随的扱いに留まっていた。

しかし近年、雇用契約における安全配慮義務違反や、投資契約における説明義務違反など、契約における債務の内容が複雑化する場合が増加したことに伴い、債務不履行に基づく損害賠償額の算定にあたっての、債権者の行為についても関心が持たれている。さらに、損害軽減義務という概念が提唱され、これと過失相殺における過失は同じなのか、あるいは異なるのかについても議論がなされている。

このように、過失相殺においては、不法行為の場合とは異なる、契約違反の場合の独自性に着目した検討が必要とされている状況にあった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、契約違反における過失相殺を理論的に基礎づけることにより、過失相殺の基準を示すとともに、損害賠償請求訴訟において当事者がどのような攻撃防御をすればよいかを明確にすることである。

損害賠償の請求において、債権者の一定の行為を理由として損害賠償額の減額が問題となる場合、根本的な問題として、「なぜ債権者はその行為をしてはならないのか(しなければ賠償額が減額されるのか)」という疑問が生じる。本研究では、この債権者の義務を導く規範はなにかを明らかにする。

そしてさらに、契約責任における合意の役割を強調する現在の流れに対して疑問を呈し、他の要素を提案することも目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、日本法における過失相殺の分析を前提として、アメリカ法における過失相殺類似の法理の制度を研究する。アメリカ法においても、損害賠償を請求する側の過失を理由として賠償額を減額する法理が存在する。それが損害軽減義務と比較過失である。これらの法理は、どのような事実について、なぜ減額を行っているのかを明らかにする。

題材としては、アメリカ契約法および不法行為法に関する条文・判例・体系書等を扱う。そして、両法理の根拠として共通する「経済的効率性」の具体的内容を、実際の判例の事実に基づいて明らかにする。

そして、アメリカ法の分析を踏まえ、そこで得られた知見が日本法においても当てはまり得ることを示し、経済的効率性が過失相殺で債権者に一定の行為を求める根拠として応用可能であることを示す。

## 4. 研究成果

本研究は以下の通りである。

### (1) 過失相殺の根拠として「経済的効率性」概念を示した

本研究の最も大きな成果は、「債務不履行(契約違反)に基づく損害賠償における民法418条の過失相殺の根拠として、『契約によるリスク分担の合意』を第一義的な根拠としつつ、アメリカ法の検討を踏まえて『経済的効率性』という考え方も根拠として存在することを指摘し、過失相殺について理論的な基礎付けを与えた」という点にある。

日本における裁判例を検討した結果、過失相殺の根拠、すなわち「なぜ損害賠償額が減額されなければならないのか」という問題に対して、債権者の契約違反を根拠とするのみでは説明困難な場合が少なくないことを指摘し、これをいかにして説明するかという問題を提起した。

そしてこの問題を解決するため、アメリカ契約法および不法行為法における損害賠償額の減額法理として、損害軽減義務および比較過失について着目し、その根拠を検討した結果、両者のいずれについても、「当事者双方には、経済的な効率性の実現のために、状況に応じて損害を最小化することが求められる」という社会的な規範が存在し、それに反したことが賠償額減額の根拠となっていることを指摘した。そして、この経済的効率性の考え方は日本においても実際上すでに過失相殺の適用においてすでに用いられていることを示した。

これらの分析を踏まえ、民法 418 条の過失相殺においては以下の 2 つの異なる性質があることを示した。第 1 が、契約に基づいて当事者の行為を判断して過失相殺をする「私的自治としての過失相殺」である。そして第 2 が、契約で想定されていない場面において経済的効率性に基づき当事者の行為を判断して過失相殺をする「任意規定としての過失相殺」である。

### (2) 損害賠償額の減額方法の構造について明らかにした

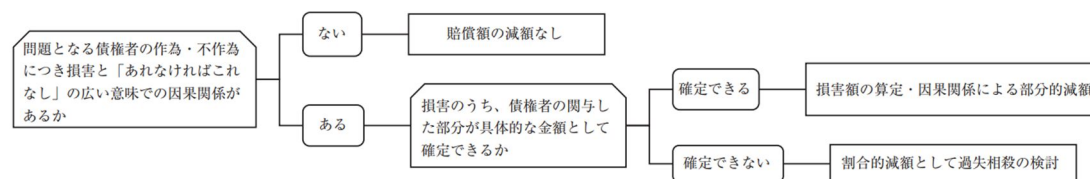
アメリカ法における損害賠償額の減額方法として比較過失および損害軽減義務を検討することを通じ、経済的効率性という減額の根拠のみならず、両法理の適用関係について日本法に示唆を与えると考えた。

すなわち、比較過失においては、過失割合を認定して損害額を案分することで減額するという方法（割合的減額）が用いられ、損害軽減義務においては、具体的な額を決めて減額するという方法（部分的減額）が用いられている。

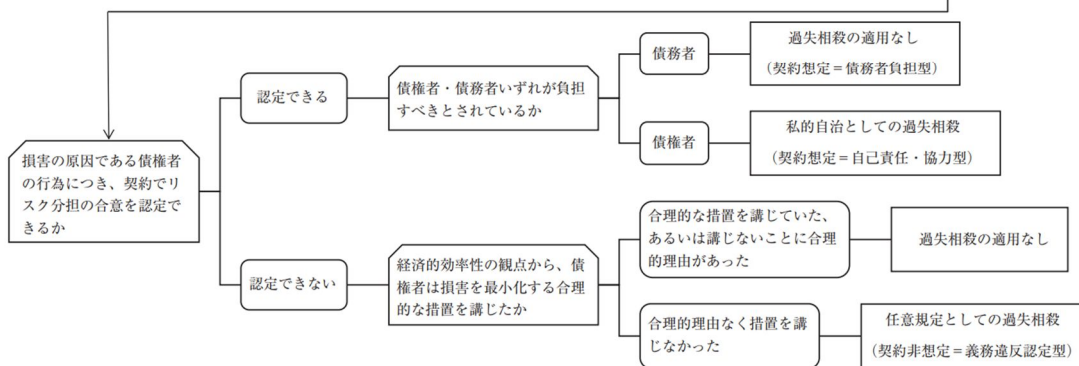
これらはどのように使い分けられているかを検討した結果、アメリカ法においては、まず具体的な損害項目を特定してその部分について額を算出し減額するという部分的減額が優先的に用いられていると分析した。そして日本の判例においても同様の例がみられることを踏まえ、部分的減額が割合的減額に優先するという、「部分的減額優先の原則」があることを主張した。

そして経済的効率性の考え方も合わせて、債務不履行における損害賠償の減額方法の構造は、以下の二段階に分けて考えることができる。

第一段階：個別の損害項目としての識別可能性による区別



第二段階：過失相殺の検討



### (3) 今後の展望

#### 契約責任の根拠

本研究で注目した経済的効率性の観点は、契約責任の性質を専ら契約の拘束力、すなわち当事者のリスク分担の合意に求めることへの疑問につながる。

過失相殺に関する判例を合意による根拠づけという視点からみると、当事者の合意では説明が困難な事例がある。他方、アメリカ法においては同種の事案で必ずしも合意を根拠とせず減額を行っており、経済的効率性といった社会経済的な価値の実現を根拠としている。

ここからわかるのは、アメリカ法においては当事者のリスクの引き受け、つまり合意や契約を根拠とするのみならず、必ずしも当事者の合意に依拠しない責任も議論されているということである。

これを踏まえ日本法の判例を再検討した結果、経済的効率性の視点は日本法においてもすでに意識されていることが明らかとなった。合意を基本とするのはもちろんであるとしても、それ以外の要素、例えば損害の最小化の実現といった、合意に依拠せずに当事者に一定の行為が求められることもあるのである。

本研究の成果は、契約責任の理解全体に一石を投じ得るのではないかと考える。

#### 損害軽減義務の二重利益防止機能

本研究を通じて、損害軽減義務の意義について「二重利益防止」としての性質があるという点について注目するようになった。

アメリカにおいては、損害軽減義務に関して、単に経済的効率性のためにその義務があるというだけでなく、二重利益を防止するという観点も示されていることがわかった。この点については、本研究では十分に検討することができなかつたため、今後より詳細な検討をすることで、損害軽減義務と過失相殺の共通点および相違点を明らかにしたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 40-1・2
2. 論文標題 不法行為における被害者の過失に基づく損害賠償額の減額方法 comparative negligence と avoidable consequence の適用関係	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 109-144
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 40-3・4
2. 論文標題 民法418条の類推適用に関する類型的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 139-164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 16-1
2. 論文標題 契約違反における過失相殺の法的性質（3）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 71-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 16-3
2. 論文標題 契約違反における過失相殺の法的性質（4）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 31-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 16-4
2. 論文標題 契約違反における過失相殺の法的性質(5・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中央ロー・ジャーナル	6. 最初と最後の頁 75-109
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齋藤 航	4. 巻 41-3・4
2. 論文標題 解雇期間中の賃金請求における損害軽減原則に基づく減額可能性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 香川法学	6. 最初と最後の頁 197-246
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

[学会発表] 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 齋藤 航
2. 発表標題 契約違反における過失相殺の法的性質
3. 学会等名 取引法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤 航
2. 発表標題 解雇期間中の賃金請求における「損害軽減義務」
3. 学会等名 四国民民事務研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 齋藤 航
2. 発表標題 契約違反における過失相殺の法的性質
3. 学会等名 ドイツ民法研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------